

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和元年 1 1 月 2 1 日（木）

担当課：市民経済部 産業活性課、政策部 行政改革推進課

件 名：大和市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定について

提出理由：大和市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定にあたり、その内容及び跡施設の活用の方針について了承を得るため。

内 容：

1. 背景等

- ・勤労福祉会館は勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的として昭和 59 年 4 月に設置された。
- ・施設の利用にあたっては、勤労団体の優先利用を規定しているが、勤労団体による利用は極めて少ない状況である。
- ・本市では、「健康都市 やまと」の実現に向け、これまで様々な施策を積極的に推進している。特に「人の健康」の充実を図ってきた中で、健康福祉部及びこども部において新組織の設置やスタッフの増員を図った結果、保健福祉センターにおける新たな事務スペース等の確保が課題となっている。

2. 施設の概要

- ・構造：鉄筋コンクリート造地上 3 階
- ・敷地面積：1,225.0 m²
- ・建築面積：425.3 m²
- ・延床面積：1,356.5 m²

3. 利用の状況

- ・平成 30 年度の年間利用件数は 4,446 件、稼働率は約 49% であり、そのうち勤労団体の利用は 79 件、利用割合は全体の 1.8% 程度である。
- ・現在勤労団体の利用登録数は 43 あるが、平成 30 年度、実際に利用があったのは 3 団体となっている。

4. 今後の方向性

(1) 会館の廃止について

- ・近年、勤労団体の利用は少なく、サークル団体等の一般市民の利用が中心となっている。
- ・会館利用者には丁寧な説明を行うとともに、シリウスやポラリス、学習センター等、公共施設の会議室への誘導を行う。
- ・労働セミナーや相談会の会場として市が会館を利用している事業については、より利便性が高く、スペースが充実している、シリウス等の公共施設を活用していく。
- ・以上のことから、会館の廃止による影響は少なく、今後も国や県の取り組みと連携を図りつつ、勤労福祉施策の充実に努めていく。

(2) 用途の変更について

- ・勤労福祉会館の用途を公の施設から庁舎へと変更し、事務スペースや、市民の相談スペース等を充実しながら、健康福祉分野を中心とした市民サービスのさらなる向上を図る。

5. その他

- ・廃止条例を令和 2 年 3 月議会に提出し、同年 9 月に施行、閉館の予定とする。
- ・庁舎としての利用を可能な限り速やかに開始していくため、庁舎への変更に向けた改修工事を令和 2 年度後半に行う予定である。

経 過

H31. 4～7 用途変更に向けた関係所管会議(4 回)

今後の予定

- R2. 1～ 市民意見公募手続の実施
- R2. 2 議案提出
- R2. 9 条例施行、会館閉館
- R2. 9～ 庁舎に向けた改修工事
- R3. 4～ 庁舎としてスタート